

明治二年八月十五日、蝦夷地を北海道と改称し、全道を十一カ国八十六郡に設定、旭川は石狩国上川郡となつた。この原案は松浦武四郎によつてなされたもので、松浦武四郎は、石狩国上川郡は、「上川郡一本川筋(註・石狩川筋)神処より惣て上をさして一郡に任候。上川筋、本川筋村々多く、チクベツ、ビ、ベ、ツ等相分り申候へ共、惣名を当時上川と相唱候事に御座候。」と、松浦武四郎の案は、「石狩川の現称の神居古潭から上流を石狩国上川郡としていた。

明治二十三年九月二十日に、石狩国上川郡に初の三村、すなわち、神居村・旭川村・永山村が設置される。空知郡との郡界となる神居村の村界は、北ハ石狩川、西ハナイタユベ川(註・内大部川)、南ハウブン川(註・雨

紛川)、東ハピイエイ川(註・美瑛川)ヲ界トス(庁令第六十一号とあるように、河川により分界され、空知郡と上川郡の郡界になつたのが、この内大部川(ナイタユベ川)であつた。松浦武四郎が神居古潭から上流を上川郡としたのが、約三キタ下流の左岸支流の内大部川が郡界と明記されたのであつた。

さて、右の内大部川のアイヌ語表

—内大部川のアイヌ語名(中)—

記の「ナイタユベ」は、前号で紹介した永田方正の表記である。重要なので、再度掲載する。
「ナイタユベ (nai-ta-yube) 川鮫一此川へ鮫入ルニアラス、本川(註・石狩川)絶壁ノ下ニテ鮫ヲ捕リ、舟ニテ此川へ運ビ陸ニ揚グ。故ニ此ノ名アリ。」
掲載図は、明治二十九年の北海道庁地理課発行の『北海道実測切図』

源でも述べたが、永田方正のアイヌ語地名表記は、単語を二語一語切つて表記するのが特徴で、内大部川もその典型である。従つて、神居村の命名も旭川村同様、永田方正が命名を含めて深く関わつていたと推察される。
知里真志保は、昭和三十五年、「上川郡アイヌ語地名解」で、永田方正説を記載した上で、新解もつけ加えて、内大部川の地名解を次のように書いた。

「内大部川(ないたべがわ)ーアイヌ語ナイタイベ (naitaipe)。ナイ・タ・ユベ (nai-ta-yube) 沢の・鯨鮫の義で、石狩川の絶壁の下で捕つた鯨鮫を舟でこの沢へ運び入れて陸へ揚げたのでこの名がついたという。或はナイ・エタイ・エベツ (nai-etave-pot 沢の・頭がずくと奥へ行つてゐる川などの転訛か。」

で、二万分一図を二二〇%拡大したもの。↓印の所が、鮫(チヨウサメ)を捕る絶壁で、ここから丸木舟でチヨウサメを運ぶ、内大部川へ陸揚げしたという。永田方正は、明治二十三年三月の調査時にこのことを聞き、明治二十四年発行の『北海道蝦夷語地名解』に右の地名解を書いたのである。松浦武四郎をはじめ、実際に上川を調査した人たちの表記は、「ナイタイベ」で、「ナイタユベ」は永田方正独自の表記である。旭川の地名起



断章 旭川のアイヌ語地名研究

39

高橋 基

※毎月第一週号に掲載します